

【手数料】令和6年度調査後見直し判定結果

別紙2

※±10%の範囲内については
現行料金に据え置き。
±50%以上の増加の場合、
±50%までに調整。

			負担調整判定※			D 統一的基準で算定される 改定後の料金	E 令和5年度決算実績 (単位：千円)	F 判定に基づく改定時の歳 入試算 (単位：千円)	G (F-E) 改定の効果額試算 (単位：千円)	H 根拠条例
担当課		手数料種類	A 現行料金	B 理論料金	C 据置判定					
1～3	町民課	住民基本台帳手数料 外2証明	¥300	¥320	据置	¥300	3,175	3,175	+0	大磯町手数料条例
4～19	税務課	評価証明手数料 外15証明	¥300	¥320	据置	¥300	1,708	1,708	+0	
20	産業観光課	諸証明手数料 (産業観光課)	¥300	¥2,840	増額	¥450	3	5	+2	
21	建設課	諸証明手数料 (土地境界確定証明書)	¥300	¥1,900	増額	¥450	16	24	+8	
22	都市計画課	諸証明手数料 (区域区分証明手数料、用途地域 証明手数料、都市計画用途地域 境界確認証明手数料、土地境界 確定証明書(公園))	¥300	¥3,790	増額	¥450	6	9	+3	
23	農業委員会事務局	諸証明手数料 (農業委員会)	¥300	¥3,790	増額	¥450	15	23	+8	
24	美化センター	し尿処理手数料 定額料金 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので、世帯及び人員によるもの 世帯割 190円/月/世帯	¥190	¥30,750	増額	¥290	543	829	+286	大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
25	美化センター	し尿処理手数料 定額料金 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので、世帯及び人員によるもの 人数割り 170円/月/人	¥170	¥20,250	増額	¥260			+0	
26	美化センター	し尿処理手数料 従量料金 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので、従量によるもの 8円/ℓ	¥8	¥1,070	増額	¥20	310	775	+465	
27	美化センター	し尿処理手数料 従量料金 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので、従量によるもの以外 11円/ℓ	¥11	¥1,070	増額	¥20	2,772	5,040	+2,268	
28	美化センター	ごみ処理手数料 特定家庭用機器廃棄物 運搬料金 2,100円/個	¥2,100	¥3,560	増額	¥3,150	223	335	+112	
29	美化センター	ごみ処理手数料 上記以外の一般廃棄物 搬入料金 110円/10kg (家庭系)	¥110	¥900	増額	¥170	4,362	6,741	+2,379	
30	美化センター	ごみ処理手数料 上記以外の一般廃棄物 搬入料金 240/10kg (事業系)	¥240	¥900	増額	¥360	30,194	45,291	+15,097	
31	美化センター	ごみ処理手数料 上記以外の一般廃棄物 収集運搬料金 臨時収集 160円/10kg	¥160	¥900	増額	¥240	20	30	+10	
32	美化センター	ごみ処理手数料 上記以外の一般廃棄物 収集運搬料金 粗大ごみ 530円/個	¥530	¥2,800	増額	¥800	1,648	2,488	+840	
33	美化センター	ごみ処理手数料 一般廃棄物処理業許可申請手数料 浄化槽清掃業許可申請手数料 (再交付申請手数料は半額)	¥5,000	¥7,570	増額	¥7,500	50	75	+25	
34	美化センター	犬猫死体処理手数料 町が指定する処理施設へ搬入する場合	¥2,620	¥6,890	増額	¥3,930	128	192	+64	
35	美化センター	犬猫死体処理手数料 町が収集運搬する場合	¥3,150	¥9,290	増額	¥4,730	8	12	+4	

減額	0	+	21,569	千円
据置	18			
増額	17			
計	35			